

# 相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

第15表 (修正申告用) (平成30年分以降用)

種類	細目	番号	氏名							
			各人の合計	円						
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①		円		円		円		円
	畑	②								
	宅地	③								
	山林	④								
	その他の土地	⑤								
	計	⑥	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑥のうち特例農地	通常価額	⑦	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	農業投資価格による価額	⑧	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
家屋、構築物		⑨	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩								
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪								
	売掛金	⑫								
	その他の財産	⑬								
	計	⑭	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によつたもの	⑮							
		その他の方式によつたもの	⑯							
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰								
	公債及び社債	⑱								
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲								
	計	⑳	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
現金、預貯金等		㉑	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
家庭用財産		㉒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
その他の財産	生命保険金等	㉓								
	退職手当金等	㉔								
	立木	㉕								
	その他	㉖								
	計	㉗	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	(⑥+⑨+⑭+⑳+㉑+㉒+㉗)	㉘	(( )	(( )	(( )	(( )	(( )	(( )	(( )	
相続時精算課税適用財産の価額		㉙								
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑩+⑮+⑯+㉕)		㉚								
⑮のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉛								
⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜								
⑯のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉝								
⑰のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額		㉞								
債務等	債務	㉟								
	葬式費用	㊱								
	合計 (㉟+㊱)	㊲	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
差引純資産価額 (㉘+㉙-㊲) (赤字のときは0)		㊳								
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		㊴								
課税価格 (㊳+㊴) (1,000円未満切捨て)		㊵		,000		,000		,000		,000